

取引基本契約書

第1条 適用範囲

- 1.1 セニット・ジャパン株式会社（以下、CENITという。）が提供する全ての製品とサービスは、個別の取決めがない限りこのCENITの取引基本契約に基づいて行われます。既に継続中の取引関係についても、改めてこの取引基本契約の適用を明示的に告知しない場合でも、この契約は適用されます。この契約と相反する規定あるいは異なる規定を含む顧客との取引基本契約が存在する場合は、CENITがこれを書面で承認しない限り適用されません。
- 1.2 この取引基本契約は、個人で営利事業あるいは自営業に関係のない理由でこの契約を締結しようとする顧客には適用されません。
- 1.3 CENITのライセンス証書に適用がある場合は、この取引基本契約に並んでソフトウェア・ライセンス契約（期限付使用権用及び永久使用権用）、ソフトウェア・メンテナンス契約も適用されます。これらの契約は適用内容に応じてこの取引基本契約に優先して適用されます。

第2条 申込・契約の締結

- 2.1 CENITが提示するすべての提案には拘束力はありません。注文はCENITよりの書面にて確認されてはじめて承諾されたものとし、CENITが受領した注文書の内容は、注文書を受領してから8日以内に書面にて異議申し立てがなされない限り拘束力をもちます。口頭での取決めはCENITによって書面で確認されない限り効力をもちません。
- 2.2 顧客に提供される製品説明、図形、テストプログラムや他の文書に帰属する権利は何らの制限なく全てCENITが留保します。これらの文書はCENITの事前承諾があれば、第三者に開示できます。これらの文書、その他のカタログや広告、その他の情報提供・広告の材料に記述のある商品説明内容や技術データは、十分な注意を払って作成されますが、明示的な保証内容であるという標示がないため、商品の品質保証内容ではありません。契約上合意をした製品の機能に大きな変更を及ぼさない範囲で、技術上必要な変更は契約締結後にも行われることがあります。

第3条 価格・支払い条件

- 3.1 CENITの注文請書に別段の定めがない限り、CENITの現行の料金表が適用されます。派遣されるエンジニアの旅費その他の経費は別途で請求されます。
- 3.2 CENITからの請求書については、顧客が受理した時点で何ら控除なく支払いを行うこととなります。顧客は弁済期後の催告を受けても支払わない場合、遅滞したことになります。また、弁済期日および請求書を受領してから30日後に支払がない場合は、催告なくして自動的に遅滞したことになります。支払いが遅滞した場合、CENITは顧客に法定遅滞利息

(現在 6%) を請求することができます。また、遅滞によって受けた損害が証明されることも可能です。

- 3.3 顧客が支払い遅延に陥った場合、CENITは他の法的権利を失うことなく、予告なく、まだ納品していない商品・サービスを全て留置することができ、代わりに顧客から前払いあるいは担保の提供を請求することもできます。CENITが契約締結後にお客様の支払い能力を確定的に疑わせるような事実を知った場合にも同様な権利を行使できます。
- 3.4 手形や小切手による支払いは事前の合意のある場合にのみ可能です。手形および小切手の受領は支払いのための呈示であり、手形・小切手が資金化された時点で決済されたこととなります。割引料あるいは換金にかかる費用は全て顧客の負担となります。
- 3.5 CENITの債権と顧客の反対債権との相殺は、CENIT社が顧客の債権を承認しない限り、あるいはその債権が拘束力をもって確認されない限りできません。お客様は同契約上の反対債権をもっている場合にのみ、留置権を行使することができます。部分的履行を理由とした顧客の留置権の行使は認められません。

第4条 危険負担移転・納入期日

- 4.1 商品が納入される場合、CENITが商品を倉庫から出荷した時点で危険負担は顧客に移転し、顧客が集荷する場合は顧客が集荷準備の完了を伝えた時点で危険負担が顧客に移転します。輸送の費用と危険は常に顧客の負担で行われます。お客様から書面にて指示のない限り、CENITが輸送の方法を選択します。輸送保険はお客様の指示と費用負担がある場合にのみかけられます。お客様に帰責する理由で輸送が遅延した場合、危険責任は輸送準備が完了したことを表示した時点でお客様に移転します。この場合、CENITは顧客の費用負担で保険を掛ける準備はあります。
- 4.2 CENITと顧客の間で商品のインストールが取り決められていた場合でも 4.1 頁は適用されます。但し、請負契約の一環で商品の納品とインストールが契約内容であった場合、危険は請負品の引取りの時点で顧客に移転します。
- 4.3 書面にて明確に取り決められていない限り、商品およびサービスの納入期日は拘束しないものとし、約定期限は早くCENITに注文書が到達した時から可能ですが、顧客側の協力義務が期日内にまた正当に満たされない限り期限は始まらないものとし、特に、顧客から提供されなければならない文書や承認、許諾など、また頭金の入金も満たされなければなりません。納品期限は、この期限までに商品が出荷された場合、あるいは、この期限までに集荷準備が完了した場合、遵守されたものとし、契約上引取りが条件となっている場合または、CENIT側にインストールの履行義務がある場合は違います。
- 4.4 CENITは約定期限を遵守する努力をします。CENITが納品あるいはその他の義務の履行において遅延した場合、お客様は損害が生じたことを説明すれば、遅延した一周ごとに総括補償を受注額の 0.5%まで請求する権利があります。但し、受注額の 5%を超える補償を求めることはできません。お客様には遅延を理由としたこれ以外の損害賠償請求権はありません。但し、CENIT自身あるいはその補助者の故意・重過失が原因で遅延が生じた場合、あるいは生命・身体・健康に対する損害責任が生じた場合は以上の限りではありません。また、顧客にとって不利な立証責任の転換につながるわけでもありません。

- 4.5 CENITの責任で納期・給付が遅延した場合、お客様は法定解除権を行使することができます。お客様はCENITから要求があった場合、特定の期間内に、納期遅延の理由で契約を解除するかあるいは納品・給付を請求するか確言する義務があります。
- 4.6 無過失の営業妨害（材料不足・労働争議）があった場合、その他の不可抗力の場合、自社への納品が遅延した場合は、この妨害が排除されるまでCENITはその履行義務から解放されます。下請け会社で以上のような状況になった場合も同様な効果が生じます。CENITが履行義務から解放された場合、顧客の事前給付の内容は返還します。顧客にはこれ以外の損害賠償請求権はありません。
- 4.7 部分的納品・部分的給付は許容できる範囲で可能です。

第5条 ソフトウェアの著作権及びライセンス契約

- 5.1 顧客は、給付された商品や履行義務の一環で作成された請負品、特にコンピュータプログラム（ソフトウェア）に帰属する著作権やその他の著作隣接権を守る義務があります。
- 5.2 他の製造者のソフトウェア（他社ソフトウェア）が給付された場合、顧客はそのソフトウェア製造者のライセンスに従って使用する義務があります。また、ソフトウェアの再売却が許される場合は、購入者に同じ義務を負わせる義務があります。
- 5.3 ライセンス証書に記されているCENITのソフトウェアに関して、この取引基本契約と並行してCENITのソフトウェア・ライセンス契約（期限付使用权あるいは永久使用权）が適用されます。
- 5.4 顧客の注文でお客様固有のソフトウェアを開発した場合、あるいは顧客専用のカスタマイズプログラミング（固有ソフトウェア）が行われた場合、顧客は、他に書面による取決めがない限り、非独占的な使用权を各ソフトウェアに関して付与されます。このような固有ソフトウェアの使用に関してはこの取引基本契約を補足する形でCENITのソフトウェア・ライセンス契約（永久使用权）が適用されます。

第6条 所有権の留保

- 6.1 商品の納品が契約内容であった場合、この商品の所有権は、CENITとお客様との取引関係における全ての法的根拠を含む債権が満たされるまでCENITにあるものします。交互計算の場合は、CENITの残高債権の保全目的で所有権が留保されます。お客様は商品をCENITの所有物として第三者が認識できるようはつきりと標示する義務があります。
- 6.2 お客様が契約に違反した場合、特に支払遅延に陥った場合、支払い停止が切迫している場合、あるいは発注者の支払い能力及び財産状況について十分な情報が得られない場合、強制執行が行われた場合、あるいは手形の支払いが拒絶された場合、またお客様の財産につき倒産手続きが開始された場合、CENITはお客様から納品した商品を取り戻せるものとして、顧客にはこの場合、商品を引き渡す義務があります。商品を取り戻したり、あるいは留保していた所有権を行使するために、CENITが契約を解除する必要はありません。これらのCENITによる行為、あるいは商品を差押える行為には契約解除の効果は、CENITが

これを書面にて告知しない限り、ありません。CENITには商品を取り戻した場合この商品を換価する権利があります。商品の換価によって得た代価から換価にかかった費用を差し引いた金額は顧客の債務に充てられます。

- 6.3 お客様は給付された商品を丁寧に扱う義務があり、CENITから要請があった場合は、所有権の留保が存在する期間中、損害保険をかける義務があります。顧客が保険会社に対して持つ支払請求権のうちをCENITに対する債務の金額分だけを、顧客はこの時点でCENITに譲渡します。CENITはここにおいてこの譲渡を受諾します。お客様は保険会社に対して、譲渡が有効となるために必要な告知を保険会社に対して行う義務があります。差押えが行われる場合、あるいは他の理由で第三者が権利を行使する場合、顧客はCENITに即時その旨を書面にて伝え、CENITが所有権を行使できるよう努める義務があります。第三者がCENITが所有権の行使に必要な裁判費用及び裁判外にかかった費用を負担することができない場合、顧客がこの費用を負担します。
- 6.4 お客様は普段の営業活動において商品を加工したり他の物体と結合させる権利がありますが、これらの権利は随時撤回可能なものです。加工及び結合はCENITのために行われますが、CENITに義務を負わせるものではありません。顧客は、加工された物体あるいは、結合によって発生した新しい物体の共同所有権をCENITに以下の通り付与することとします。加工代金を含む物品全体の代価に対するCENITの所有権留保商品の代価が持つ割合分の共同所有権をCENITは新しい物体に対して持つこととなります。加工あるいは結合によって成立した物体にはCENITが留保付きで納品した商品に適用される規定と同じ規定が適用されます。
- 6.5 顧客はCENIT が所有あるいは共同所有する商品を正式な事業活動の一環で顧客の普段どおりの条件のもとで販売することができます。但しこれは顧客が支払遅延状態にないことを前提とした場合に限りです。再売却の場合のために、顧客はここにおいてCENITの各請求額分（消費税込）に相当する金額分に 10%の保全額を加算した金額分の債権をCENITに譲渡することとします。CENITはここにおいてこの譲渡を受諾します。顧客は譲渡を有効なものとするために必要な内容を保険会社に対して告知する義務があります。
- 6.6 顧客は 6.5 項においてCENITに譲渡した債権をCENITが撤回の告知（随時可能）をするまで回収する権利があります。CENITはこの撤回権を重大な事由がある場合にのみ行使することとします。要請があった場合、お客様は第三債務者に対してCENITへの債権譲渡を開示し、CENITに債権回収に必要な情報と文書を提供する義務があります。
- 6.7 お客様は、CENITが所有あるいは共同所有権持つ商品を第三者に担保として供与したり、質入れすることはできません、また、再売却において取得した債権を第三者に譲渡したり、その債権をもって相殺したり、購入者との間でこの債権の譲渡禁止を取り決めてはなりません。顧客が全面譲渡を行う場合、CENITに譲渡した債権は明示的にそこから省かれなければなりません。
- 6.8 CENITがもつ担保価値がCENITの持つ債権価値を 10%以上上回った場合、顧客の要請でCENITはこの限度を上回った分だけ担保の解除をする義務があります。その際、どの物品を担保から解除するかを選択権はCENITにあります。

第7条 売買及び請負契約の場合の瑕疵

- 7.1 商品引き渡しの場合、顧客には商品を受け取り次第即時に検査し、欠陥を即時、遅くとも受け取りから7稼働日後までに通知する義務があります。潜在的な欠陥の場合、欠陥が発覚してから7稼働日後までに書面にてCENITに通知する義務があります。請負契約の場合、お客様はサービスが完了した時点で引取る義務があり、欠陥が主要なものでない限り引取りを拒絶することはできません。
- 7.2 欠陥の通知が期日に行われた場合、また請負契約で認識不可能な欠陥が発覚した場合、顧客はその指定する妥当な期間内で再履行を請求することができます。再履行の様式(欠陥の除去あるいは新規納品あるいは新規製造)についてはCENITが決断します。再履行にかかる経費、例えば、賃金・材料費・輸送費及び交通費はもともと取り決められていた履行地とは違った場所で履行されることによって増加しない限りCENITが負担します。但し、履行地の変更が契約上の使用に適合する場合は、この限りではありません。欠陥の通知が間違っていた場合、CENITはこのことによって発生した経費を顧客から請求することができます。
- 7.3 7.2項に基づくCENITによる再履行が2度成功しなかった場合、顧客には10項に定められた損害賠償請求権あるいは費用償還請求権の他に、価格の引き下げ、欠陥を自ら除斥しそれにかかった費用の償還請求(請負供給の場合のみ)、あるいはCENITに微細ではない過失がある場合は契約を解除するという選択肢があります。
- 7.4 顧客によって商品が独断で改変されたり、該当する商品説明に従わない形で使用されたために発生した欠陥については、顧客には欠陥に基づく請求権はありません。
- 7.5 顧客の欠陥に基づく請求権は損害賠償権及び費用償還請求権も含めて、売買契約の場合は納品からまた、請け負契約の場合は請負品の引取りから12か月で時効となります。但し、CENIT側の故意・重過失があった場合、あるいは生命・身体・健康の侵害に基づく損害賠償請求権に関してはこれは当てはまりません。法律によってこれより長い時効期間が定められている場合はこの限りではありません。再履行の際に給付される付属品やその他の給付に関してはCENITは、もともとの給付された商品の時効期間をもって責任が問われます。

第8条 ソフトウェアの購入・ソフトウェアの製造及びソフトウェアのレンタルに関する補足規定

- 8.1 ソフトウェアに関しては、全ての使用環境にも適用できその上、全てのエラーを壊滅することは現在の技術では不可能なことです。よって契約の対象となるソフトウェアとはプログラム説明書のものに相当するソフトウェアのことを指します。CENITが注文請書において保証引き受けを明示しない限り、プログラム説明書に記されている商品の性質は保証されるものではありません。
- 8.2 プログラム説明書に記されている機能が満たされない場合、あるいは間違った結果が計算される場合、経過が不断で停止する場合、あるいはその他の形で機能に合わない経過が生じる場合でソフトウェアの使用が大きく侵害される場合に欠陥があること定義します。
- 8.3 CENITは以下にあげるソフトウェアのエラーに関しては保証はしません。

- お客様側の取扱エラーによって発生したエラーで、プログラム説明書を注意深く読めば免れたであろうエラー、また、まったくバックアップがない場合あるいはバックアップが不十分な場合。
- コンピューターウイルスや火事・事故や停電等、CENITの影響範囲外にエラーの原因がある場合。
- CENITによって許容されている以外の営業環境で使用された場合、あるいは、ハードウェア、オペレーティングシステム、他社のソフトウェアのエラーに起因するソフトウェアのエラー
- 顧客あるいは第三者によって独断で改変されたことによって発生したエラー

8.4 8.2 項に記されているエラーが発生した場合、顧客はCENITにエラーの分析と再履行に必要な情報を提供する義務、また、CENIT、その委任者にソフトウェアがインストールされているシステムに無制限にアクセスできる措置をとる義務があります。エラーの通知はエラーの種類、エラーが発生した時に使用していたアプリケーション・プログラム、また、エラー解決のために取られた手段が報告されなければなりません。エラーは再構成できるような形で説明されなければなりません。CENITが顧客の要請でエラーの分析を行い、CENITが解決しなければならないエラーではないことが発覚した場合、CENITは顧客にその時点で有効なCENITの料金表に記されている時給をもとに費用の負担を請求することができます。

8.5 ソフトウェアのレンタル（期限付使用权ソフトウェアの付与）の場合の、原始的欠陥の無過失責任はここにて排除します。

第9条 権利の瑕疵

- 9.1 CENIT はこれ以降の規定において、顧客に対して CENIT が給付をした場合、その内容には、契約に記される使用を妨害するような、第三者の権利は存在しないことを保証します。
- 9.2 第三者がこのような権利を行使した場合、顧客はその旨を CENIT に即時通知し、CENIT が第三者の権利の行使に対抗するために必要とする権限や許可をすべて与えることとします。
- 9.3 権利の欠如が存在する場合、CENIT は以下の選択肢に従って行動できます。
- 契約にのっとり使用を妨害する第三者の権利を的確な手段で排除します。
 - 保証された機能が侵害されない範囲で、第三者の権利が侵害されないような形での給付に変更をするか、代替給付を行う。
- 9.4 CENIT が権利の欠如を 9.3 に記されている顧客の指定する妥当な期間内に 2 度目の試行においても除去できなかった場合、顧客は 10 項に記されている損害賠償請求権あるいは費用償還請求権と並んで、取決めた価格の引き下げ、あるいは、権利の欠如が微細なものなければ契約を解除する権利があります。

9.5 時効に関しては 7.5 項が適用されます。

第 10 条 損害賠償・費用償還の責任

- 10.1 CENITは法律によって顧客に対して、故意・重過失に起因する損害賠償責任・費用償還責任を負います。文書化された保証責任が果たされなかった場合、あるいは、過失により生命・身体・健康を侵害した場合にも責任を負います。
- 10.2 軽過失の場合、CENITは契約上の主要義務に関してのみ責任を負います。主要義務とはその契約の性質を構成するような義務のことを言い、契約目的を果たす際に特別に意味のある契約義務のことを言います。CENITが軽過失により主要な契約義務に違反した場合に損害賠償の対象となるのは、予見可能で典型的に発生する損害に限ります。10.2 項による損害賠償請求権及び費用償還請求権は 12 か月をもって時効となります。
- 10.3 データの消滅の際にはCENITは顧客によつて的確にバック・アップが行われていた場合にデータの回復に必要となつたであろう経費を最高限度額として責任を負います。
- 10.4 この取引基本契約以外のCENITの損害賠償責任あるいは費用償還責任はどのような法の根拠があるにせよ排除されます。但し製造物責任法に基づく責任は免れません。
- 10.5 取引基本契約によつてCENITの責任が免責あるいは制限されている場合、この免責及び責任の制限はCENITの機関、補助人及び社員にも適用されます。

第 11 条 守秘義務

- 11.1 両契約当事者は、各々の契約相手に関する重要な情報で一般に知られていない事柄に関しては、普段の営業活動において払う注意義務をもって取り扱うものとする。それ以上の情報の保護、特に機密の保護に関しては、これらの情報を使用できる前提と条件を定める個別の合意書を書面にて締結する必要があります（機密保持に関する合意書）。
- 11.2 著作権やその他の著作隣接権によって保護されていない情報処理に関するアイデア・構想、ノウハウや技術で、何ら守秘義務が課されていないものに関しては、両契約当事者とも自由に使用できるものとします。

第 12 条 輸出規制による義務

- 12.1 お客様は随時効力のある輸出規制に従う義務があります。
- 12.2 CENITから要請があれば顧客はEnd User Statementで、12.1 の要求を満たすものを提供する義務があります。

第 13 条 準拠法・履行地及び合意管轄

- 13.1 顧客とCENITとの契約関係には日本国の法律のみを準拠法とし、国際私法及びウィーン売買条約の適用を排除します。
- 13.2 専属履行地は両契約当事者にとってCENITの所在地です。合意管轄裁判所はCENITの所在地がある裁判所です。但し、CENITは顧客に対して訴訟を起こす場合、顧客の普通裁判籍において訴訟を起こすことができます。

本契約条項は以上の通り

* * * * *